

マイナンバー制度について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

平成27年10月以降、一人一人にマイナンバー(個人番号)が通知されます

住民票を有する一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。通知は、原則として住民票に登録されている住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」を簡易書留で送ります。通知カードには氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されております。

長期間医療機関や施設に入院・入所している等の理由で住民票の住所地で受け取ることができない方は、8月24日から9月25日の間に居所情報登録申請書を住民票のある住所の市区町村に提出し、認められた場合は登録された居所で受け取ることができます。

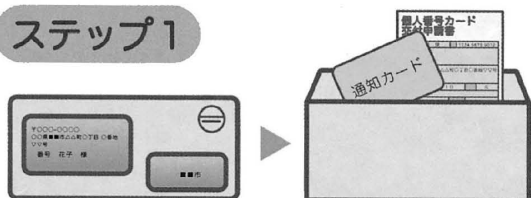
マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください

法人には、法人番号が通知されます

法人には1法人1つ13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

個人番号カードの申請方法

ステップ1



平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが、簡易書留で届きます。

ステップ3



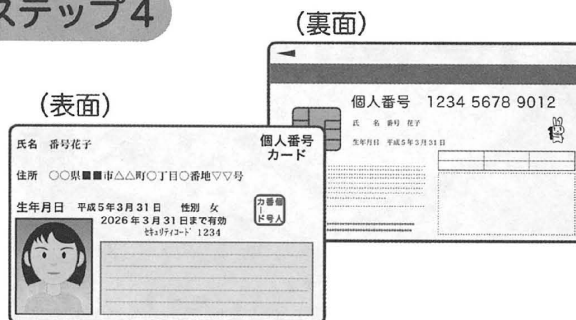
平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、市町村窓口へお越しください。

ステップ2



同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函。

ステップ4



本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。